

# 佐井村太陽光発電設備の設置及び管理運用の基準に関する条例施行規則

令和4年3月24日  
佐井村規則第6号

## (趣旨)

第1条 この規則は、佐井村太陽光発電設備の設置及び管理運用の基準に関する条例（令和4年佐井村条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

## (禁止区域)

第3条 条例第7条第4号の規定により村長が指定する区域は、指定する土地の区域を明示して行うものとする。

## (施設基準)

第4条 条例第8条第2項に規定する施設基準は、別表第1に掲げるものとする。

## (事前協議)

第5条 条例第9条第1項の規定による事前協議を行おうとする者は、太陽光発電事業計画事前協議書（様式第1号）を村長に提出するものとする。

## (事前周知)

第6条 条例第10条第1項の規定による報告は、太陽光発電事業計画事前説明結果報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出するものとする。

### (1) 周知の方法

(2) 周知に使用し、又は配布した図書の写し

(3) 周知を行った地区の範囲を示した図書

(4) 説明会に関する次に掲げるもの

ア 説明会の日時、場所及び参加者数

イ 説明会で配布した資料及び説明事項

ウ 周辺関係者からの意見と事業者の対応方針

エ 説明会を開催した状況を確認することができる写真

オ 説明会に出席した者の名簿の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(届出)

第7条 条例第12条第1項の規定による届出は、太陽光発電事業計画届出書(様式第3号)を村長に提出するものとする。

2 条例第12条第3項の規定による届出は、太陽光発電事業計画変更届出書(様式第4号)を村長に提出するものとする。

(工事の完了又は中止の届出)

第8条 条例第13条第1項の規定による届出は、工事完了(中止)届出書(様式第5号)を村長に提出するものとする。

(廃止の届出)

第9条 条例第14条第1項の規定による届出は、太陽光発電事業廃止届出書(様式第6号)を村長に提出するものとする。

2 条例第14条第3項の規定による届出は、太陽光発電事業廃止完了届出書(様式第7号)を村長に提出するものとする。

(維持管理)

第10条 条例第20条第4項の規定による報告は、報告期間を4月1日から翌年3月31日までとし、毎年6月30日までに村長に報告するものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

<p>景観及び環境の保全</p>	<p>佐井村景観条例（令和 3 年条例第 3 号）の規定に適合したものであること。</p>
<p>太陽光発電施設の構造耐力上の安全性</p>	<p>工作物は、電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 3 9 条第 1 項に既定する技術基準に基づくとともに、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）その他関係法令の規定に準じて定める基準を満たす安全性を確保するものであること。</p>
<p>異常又は災害発生時の対応</p>	<p>異常事態発生時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺環境に影響を及ぼす異常（太陽光発電施設又はその他施設の破損、騒音、振動、雑草繁茂、雨水流出、土砂流出等）が発生した場合には、速やかに対応するとともに、状況及び対処について村長及び地域住民等へ報告すること。</li> </ul> <p>災害発生時等の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落雷、洪水、台風、積雪、地震等が発生した場合には、速やかに現地を確認し、太陽光発電施設に異常が発生していた場合又は太陽光発電施設に起因すると思われる異常が発見された場合には、早急に対処するとともに、速やかに村長及び地域住民等に連絡すること。</li> </ul> <p>緊急対応マニュアル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異常又は災害が発生した場合に速やかに対応ができるよう、あらかじめ緊急時の連絡網及び事象別の対応を示した緊急対応マニュアルを作成すること。</li> </ul>
<p>撤去時の措置</p>	<p>太陽光発電施設の廃止後は、事業者の責任において、次に掲げる措置を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 工作物を速やかに撤去すること。</li> <li>イ 工作物の撤去・廃棄について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号）及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省）」その他関係法令等に従い、適正な処理を行</li> </ul>

	<p>う。</p> <p>ウ 事業区域であった土地について、修景、整地その他の景観上又は防災上必要な措置を行うこと。</p>
その他	<p>全般として、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（経済産業省資源エネルギー庁）に従って適切に事業を行うこと。</p>

佐井村長 様

届出者  
住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

太陽光発電事業計画事前協議書

佐井村太陽光発電設備の設置及び運用の基準に関する条例第 9 条第 1 項に基づき、関係書類を添えて次のとおり協議します。

事業区域の所在、地番及び地目	佐井村
事業区域面積	m <sup>2</sup>
太陽光発電設備の出力	
着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日
関係書類	事業区域位置図 事業計画概要（目的、施設概要、土地造成計画、施設配置計画、事業期間、廃止後の措置等） 事業者の概要 周辺関係者への周知方法（説明会開催方法等） その他村長が必要と認める書類

年 月 日

佐井村長 様

届出者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

太陽光発電事業計画事前説明結果報告書

佐井村太陽光発電設備の設置及び運用の基準に関する条例第10条第1項に基づき、次のとおり報告します。

事業区域の所在	佐井村
開催日	年 月 日
開催場所	
説明者 （事業者）	《氏名及び役職等》
出席者	関係地区住民 人 その他関係者等 人（ ）
説明の概要及び出された 意見等	
協定書締結要請の有無	

注）説明会に配布した資料やその状況を確認することができる写真及び出席者名簿の写しを添付すること。

佐井村長 様

届出者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

太陽光発電事業計画届出書

佐井村太陽光発電設備の設置及び運用の基準に関する条例第12条第1項に基づき、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

事業区域の所在	佐井村
事業区域面積	m <sup>2</sup>
太陽光発電設備の出力	
着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日
設計者	住 所
	氏 名
	電話番号
工事施行者	住 所
	氏 名
	電話番号
工事監理者	住 所
	氏 名
	電話番号



佐井村長 様

届出者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

太陽光発電事業計画変更届出書

佐井村太陽光発電設備の設置及び運用の基準に関する条例第12条第3項に基づき、次のとおり変更後の事業計画を届け出ます。

事業区域の所在	佐井村
事業区域面積	m <sup>2</sup>
太陽光発電設備の出力	
着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日
設計者	住 所
	氏 名
	電話番号
工事施行者	住 所
	氏 名
	電話番号
工事管理者	住 所
	氏 名
	電話番号



年 月 日

佐井村長 様

届出者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

工事完了（中止）届出書

佐井村太陽光発電設備の設置及び運用の基準に関する条例第13条第1項に基づき、工事の完了（中止）について次のとおり届け出ます。

事業区域の所在	佐井村
事業区域面積	m <sup>2</sup>
工事着年月日	年 月 日
完了（中止）年月日	年 月 日
（※事業中止の場合） 事業中止の理由	

添付書類：事業（工事）写真（施工前、施工中、施工後）

様式第6号（第14条関係）

年 月 日

佐井村長 様

届出者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

太陽光発電事業廃止届出書

佐井村太陽光発電設備の設置及び運用の基準に関する条例第14条第1項に基づき、次のとおり届け出ます。

事業区域の所在	佐井村
廃止予定年月日	年 月 日
太陽光発電施設の撤去計画	撤去期間 年 月 日 ~ 年 月 日
廃止後において行う措置	
備考	

様式第7条（第14条関係）

年 月 日

佐井村長 様

届出者

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

太陽光発電事業廃止完了届出書

佐井村太陽光発電設備の設置及び運用の基準に関する条例第9条第3項に基づき、次のとおり届け出ます。

事業区域の所在	佐井村
廃止年月日	年 月 日
太陽光発電施設の撤去計画	年 月 日 ~ 年 月 日
廃止後の措置	
撤去事業者	住 所 事業者名 連絡先

添付書類：廃止の状況が確認できる写真